

桜井市告示 第 329 号

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 6 第 1 項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第 10 条の 6 第 2 項の規定に基づき準用される第 10 条の 2 第 4 項の規定により、次のように告示する。

令和 4 年 12 月 22 日

桜井市長 松井 正剛

特定生産緑地の解除

内 容	面積	地区数	告示日
特定生産緑地の解除 (令和 2 年度指定申出分)	約 0.19ha	4 地区	令和 3 年 12 月 17 日

「区域は別紙及び指定図表示の通り」